

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成19年第12回定例会

平成19年12月7日

新宿区教育委員会

## 平成19年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成19年12月7日(金)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 3時47分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	内 藤 頼 誼
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	菅 波 健
副 参 事	山 田 秀 之	副 参 事	遠 藤 剛
生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己	生 涯 学 習 財 団 長	小 野 寺 孝 次
		担 当 課	

### 書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎	管 理 係 主	

## 議事日程

### 議 案

- 日程第1 議案第106号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則
- 日程第2 議案第107号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第3 議案第108号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委  
員会教育長に臨時代理を指示する件

### 協 議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について

### 報 告

- 1 平成20年度学校選択制区立中学校の選択結果について（学校運営課長）
- 2 第18回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 3 その他

開 会

熊谷委員長 ただいまから平成19年新宿区教育委員会第12回定例会を開催いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いをいたします。

議案第106号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

熊谷委員長 それでは議事に入ります。

「日程第1 議案第106号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第106号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第106号でございます。件名は「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。概要で御説明させていただきます。

1番目ですが、第1条の規定内容から、第1条を目的規定から趣旨規定に改めるものでございます。この間、何本か規則改正の折に改正させていただいたものと同様の趣旨でございます。

第1条の見出しを「(目的)」から「(趣旨)」に改めていまして、「ことを目的とする」ものを「ものとする」に改めるものでございます。

2番目でございますけれども、手当の返還請求が可能な期間である5年に合わせるため、給与簿の保存期間を3年から5年に改めるものでございます。これにつきましては、違法に支出された給与等の不当利得返還請求権の消滅事項につきまして、時効に関してほかの法律で定められた効果は5年間、これを行えないというのが時効により消滅するとなっておりますけれども、公法上の債権と考えられていますので5年ということでございます。それに合わせて給与簿の保存期間を変えたものでございます。

次に3番目でございますけれども、お手元の資料の給与簿をごらんください。

改正後と現行と2つあります。このうちの手当欄のところの寒冷地、育児休業、特例一時金を削りまして、その他を加えたものでございます。

2番目でございますけれども、所得控除欄の損害保険料を地震保険料に改めたものでござ

います。本人該当欄の老年を削ると、この辺が改正の部分でございます。

寒冷地につきましては、もともと新宿区の幼稚園教育職員の給与に関する条例制定時から寒冷地手当がなかったものですから、それを給与簿からも削ったというものでございます。

育児休業に関しましては、育児休業中の職員に対して共済組合掛金が免除されて、共済組合掛金の手当として出していた制度が廃止されたために、これを削除したものでございます。

特例一時金につきましては、平成13年度の給与改定におきまして給与表の改定を見送りまして差額を特例一時金として支給しまして、これは1回限りのために今回は削除させていただいたものでございます。

地震保険料につきましては、平成19年度の所得税改法にあわせたものでございます。

老年という表現につきましては、平成18年の所得税改法、所得税法改正にあわせたものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第106号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第106号は原案のとおり決定いたしました。

議案第107号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

熊谷委員長 次に「日程第2 議案第107号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案第107号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第107号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」でございま

す。

提案理由でございますけれども、新宿区文化財保護条例第21条第3項に基づき、新宿区文化財保護審議会委員の委嘱を行う必要があるためでございます。

議案107号について説明をいたします。議案の裏面をごらんください。

第13期の新宿区文化財保護審議会委員の委嘱でございます。

第12期が11月30日に任期が終了いたしました。平成19年12月7日から2年間の委員の委嘱ということになります。

名簿にございますように、10名の方、そのうち9名が再任ということでございます。

内山美樹子教授を初めとして10名で3番目の折井美耶子さんは女性史が専門でございますけれども、この方が新任ということになります。ちなみに退任された鈴木貞夫さんは郷土史が専門分野でございました。

以上、説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見をどうぞお願いいたします。

白井委員 今回の改正に当たり、郷土史の方がおやめになって新たに女性史の方を選任しておりますが、これは何か理由とかあるのでしょうか。

生涯学習振興課長 やはり新宿区の歴史というものについて見識のある方を引き続きお願いしたいということがございます。ということで、人選を進めてきたということでございます。ただ歴史といっても若干前任者の方とは分野が違いますが、女性史ということもあり、それからどちらかという近代以降の女性史ということでもありますけれども、新宿の歴史に詳しいということ、それから今回現在も行っておりますが、近代のものをどう取り扱うかというのが、今文化財保護審議会では重要な課題になっております。これは引き続き、部会も設置して審議してきたわけですが、それがまだ引き続いていきますので、そういう面からもしてこの方がふさわしいというようなことで選任をいたしました。

白井委員 ありがとうございます。

熊谷委員長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にほかに御意見、御質問がなければ質疑を終了といたします。

「議案第107号 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第107号は原案のとおり決定いたしました。

議案第108号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

熊谷委員長 次に「日程第3 議案第108号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」についてを議題といたします。

議案第108号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案番号第108号議案でございます。件名は「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」でございます。条例名は新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これに関しましては、区長会と組合の労使交渉が妥結していないためにあらかじめこの条例案を区長が区議会に議案として提出することを申し出るものでございます。今後、この条例についての扱いについては、今後のその教育委員会で改めて報告させていただきたいと思っています。

それでは、議案概要を見ていただけますでしょうか。議案概要に沿って説明させていただきます。

特別区人事委員会の勧告に伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改正するほか、所要の改正をするものでございます。

1番につきましては、文言の整備でございます。

「休職された」を「休職にされた」、「休職期間中」を「休職の期間中」にかえるものでございます。

2番目でございますけれども、期末手当、勤勉手当の改正でございます。民間の特別給の支給状況、人事院勧告やほかの地方公共団体の動向から年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.50月分とするというものでございます。

なお、支給月数の引き上げ分につきましては、6月及び12月の支給月数を0.25、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、平成19年度に当たりましては、特例として3月に勤勉手当を0.05月分支給するというものでございます。

支給の表がここにあります。

( 1 ) が一般職員、( 2 ) が管理職員であります。

次、3番であります。

地域手当の支給割合でありますけれども、( 1 ) 番、地域手当の支給割合の引き上げ完了期間を国の引き上げ完了時期に合わせて「平成22年3月31日までの間」としていましたが、人事委員会の勧告の時期を踏まえまして、表現を「当分の間」に改めます。

( 2 ) 番でありますけれども、地域手当の支給割合を1.5引き上げ、14.5%とするというものであります。

4番でありますけれども、給料表の改定であります。

これは別表の第1に改正が載っております。

( 1 ) 番でありますけれども、職員給与と民間給与がほぼ均衡しているために月例給与の改定を見送るものであります。公民格差は38円、0.01%となっております。

( 2 ) でありますけれども、地域手当の支給割合の引き上げに合わせて、給料月額を同率程度引き下げるものであります。これにつきましては、給与改定につきましては、数字が出ていませんが、1.35%の引き下げであります。これは1.5と1.35の差でありますけれども、地域手当の基礎算定総額には扶養手当、管理職手当等が入っているために地域手当と同率の引き下げとしないで、給与月額を若干少なく引き下げるものであります。その差であります。

裏のページであります。5番であります。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正であります。

( 1 ) 番でありますけれども、給料表には上限があります。給料表を見ていただきますと、一番最後のところ、産休なら産休で一番最後までいったら上がらないわけにありますけれども、この上限までいった方については枠外昇給制度というのがあります。ですから、これ以外、もう少し上がりますよという制度なんですけれども、それは平成18年度に廃止いたしました。しかし、廃止したんですけれども、もう既に上がっているものを下げることができませんので、それを現給保障の措置をしたと、そのことがこの5番の( 1 ) 番に書いてあります。

この( 2 ) 番でありますけれども、附則第2項を削ったことによって、条項の繰り上げ、略称規定の規定整備を行うものであります。

次に、( 3 ) 番でありますけれども、これは管理職手当の定額化が前々回か教育委員会

で説明させていただきましたけれども、中位に固定いたしました。その結果、下がる人と上がる人が出てきました。そのために経過措置を設けて平成23年度までその経過措置で2分の1を保障するということがあったわけでございますけれども、その後の検討で平成19年度限りでもうそれはやらないということに決めたものでございます。

施行日については、平成20年1月1日でございます。ただし、上記1、5については、公布の日とするということでございます。

説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問があればどうぞお願いいたします。

どうでしょうか。

特に御質問、御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第108号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第108号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

#### 協議1 「教育行政の推進にあたって」について

熊谷委員長 次に協議に入ります。

それでは、「協議1 『教育行政の推進にあたって』について」事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 お手元の教育目標の改定（案）についてをごらんください。

改定方針でございますけれども、平成19年第11回の定例教育委員会で協議した結果は、上のとおりでございます。生涯学習部門の区長部局への移管を踏まえまして、「生涯学習社会への実現」にかかる表記について改定するというところで、前回ここまででございます。

2番目の改定（案）についてでございますけれども、2つございます。

1番目が目指す子ども像については、改正教育基本法、改正学校教育法等を踏まえた上で、下記案のとおり改正するものでございます。これは後で御説明いたします。

（2）でございますけれども、「生涯学習社会の実現」については、の改定方式に基づ

き検討した結果、生涯学習部門の事務については移管されるものの、その理念・目標は教育委員会において変わるものではなく、教育委員会は、その目標に向けた取り組みについて区長部局との連携を通じて、引き続き関わることとなるため、改定は行わないものとするということでございます。

したがって、今回は改定するということになりましたけれども、事務局内で協議した結果、そういうふうにしたいということで、本日御提案申し上げるものでございます。

次に、目指す子ども像でございますけれども、前回白井委員の方から見直したらどうかという話もございまして、内部で検討した結果、このようにしたいというふうに本日御提案申し上げます。

上の方は現行どおりでございます。下の方の丸3つでございますけれども、1つ目が広い視野と自律の精神にたち、互いの人格を尊重する思いやりの心をもつ人。2つ目が、地域の一人として、社会のルールを守り、社会の形成に進んで参画する人。3つ目が、個性や想像力が豊かで自ら学び考え行動する人を育てる教育を推進すると、こういうふうに変えたいということでございます。

次のページをお開きください。

次のページに教育基本法と学校教育法との比較が出てございます。特に今の目標につきましては、改正教育基本法で比較をしてみました。この大きな丸印が今まで入ってなくて今回入れた部分というふうに考えてございます。自律性、自他の敬愛、社会形成への参画、ただ環境の保全については今回特に入れてございません。この中の環境の保全につきましては、ここよりもむしろ方針の方にふさわしいのではないかとということで、そこの方に入れてさせていただきました。

以上が、教育目標の改定についてでございます。ちなみに、その下でございますけれども、生涯学習社会の育成というところについては現行どおりにしたいという御提案でございます。

続きまして、もう一つの基本方針の方でございます。

基本方針の上の方でございますけれども、新宿区教育委員会は、教育目標を達成するため、次のような基本方針のもと、区長部局との連携を図りながら総合的に教育施策を推進するというので、ここに入れていただきました。

前回の意見聴取のときにさまざまな意見がございましたものですから、それを勘案させていただきまして、区長部局と今後も連携をとっていくんだということを明確にさせていただきました。

それでは、基本方針1の方から順次進めさせていただきます。

先ほど教育目標の箇所でも申し上げましたとおり、生涯学習部門の事務移管に関しましては教育目標を変更するものではありませんでしたけれども、具体的な施策を記入する、この基本方針ではその点を反映させて改定する案となっております。この点を前提に上から御説明しますと、従来この基本方針は1から5までの5本立てでございました。資料の9ページ、基本方針5、生涯にわたって学びつづけられる環境の整備の各項目が生涯学習部門の施策になっておりましたけれども、修正案のとおり幾つかの項目を削除し、または組みかえにより方針4へ統合するものでございます。その結果、7ページになりますけれども、基本方針4は引き続き、教育委員会で行う生涯学習支援、図書館行政、文化財保護、活用等を含め、学校・家庭・地域の連携強化と学びの環境整備という方針名に変更してございます。

1ページ戻っていただきまして、1行目に教育目標と基本方針をつなぐ記述がございます。これは先ほど説明させていただきました。

それでは、各方針の変更箇所について説明いたします。

基本方針1、「地域社会や国際社会において信頼される人」を育てる教育の推進でございます。

(1)です。教育基本法の改正を踏まえて下線部の箇所を文言を追加いたしました。「また」以下でございます。

(3)、同じく基本法の改正を踏まえた文言追加でございます。下の下線の部分でございます。「豊かな情操」、「ことにより、子どもたちが豊かな」と、そういうことを踏まえさせていただきます。

(4)でございますけれども、学校における食の教育の推進、体制整備を行うことから下線の部分を追加いたしました。また後半の下線の部分につきましては、方針2の(2)にあった文言をこちらに組みかえています。ですから、全体としてはこういう文言になります。健康の保持増進や体力向上を目指した教育、望ましい食習慣を身に付けさせ、健全な食生活を実践する力を育成する。下の方に行きまして、また性や薬物等に対する知識と判断力を身に付け、正しく行動できる態度を養うとともに、困難やストレスを自ら克服していく能力を養うということに変えさせていただきます。

2ページに参ります。

一番上の項目につきましては、これまで方針2にありましたキャリア教育の項目を下線部の記述を追加して方針1に組みかえました。キャリア教育を推進し、以下勤労を重んずる態

度を育成するという事で追加させていただきました。

次に、新規項目として法教育、環境教育の2項目をここで加えさせていただきました。

読ませていただきますと、人として生きるうえで、法や司法に基づき、自由と権利、そのための責任や義務、個人や人間の尊厳を守るとともに、他者の権利や自由等も等しく尊重する態度を養う法教育を推進し、公正な社会の責任ある形成者としての資質を育成する。その下でございますが、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるという認識のもとに環境教育を推進し、環境に対して主体的に考え、判断し、環境保全に寄与する態度を養うというものでございます。

3ページになります。

基本方針2、確かな学力の育成と個性や創造力を伸ばす教育の推進につきましては、主に児童・生徒の学力の育成につながる施策が項目立てされております。

(1)につきましては、下線の部分の追加と文言の整理を行ったものでございます。多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細かな指導を徹底し、以下基礎的・基本的な内容の確実な定着を図りとなっております。

(2)でございますけれども、文言の整理を行うとともに、現行の下線の部分を方針1の(4)に組みかえましたのでこの部分を削除いたしました。これは少人数学習指導を充実させるというものを整理いたして、また国際社会におけるというところをとったものでございます。

失礼しました。困難やストレスを自ら克服していく能力を養うを1の(4)に組みかえたものでございます。

(3)でございますけれども、(4)の関連する記述と統合し、また外国語活動、外国語教育や日本語適応指導の記述を別立ていたしました。

読み上げさせていただきますと、少人数学習指導を充実させ、児童・生徒の実態や各学校の実情による課題に対応するため、「確かな学力推進員」を配置するとともに、各校の教育目標に沿ったゆとりある教育課程の編成と計画的な学習活動を実施する特色ある学校づくりを推進するというものでございます。

(4)でございますけれども、後半部分を方針3へ組みかえてございます。後ほど方針3の箇所の説明いたします。

次に4ページでございます。

(5)でございますけれども、下線の部分を追加いたしました。これは学力調査や意識調

査などの学校評価に基づく授業改善を推進していくことについて記述したものでございます。

( 6 )でございますけれども、読書活動の充実の項目ですが、読解力に加え、言語能力の育成について追加するとともに、学校図書館の一層の活用を図る趣旨から下線部の記述を追加してございます。

( 9 )でございます。( 9 )は、先ほど御説明したとおり方針 1 への組みかえでございます。最後に一番下の欄の連携教育の充実の項目でございますけれども、これも学力向上の施策として方針 2 の趣旨に合致することから、方針 3 からこちらへ組みかえたものでございます。

続きまして 5 ページでございます。

基本方針 3、魅力ある教育環境づくりの推進でございます。

( 1 )、幼児教育の充実でございますけれども、検討を進めている幼児教育推進会議の審議を踏まえ、新たな取り組みを下線のとおりに追加いたしました。

( 2 )でございますけれども、先ほど御説明したとおり方針 2 で組みかえたものでございます。

次に、方針 4 からの組みかえがあります。

読み上げさせていただきます。

児童・生徒や地域の実態等を踏まえた適切な学校経営を行うため、学習等に関する意識調査を含めた学校評価制度や学校評議員制度の充実を図るとともに、地域協働学校(コミュニティ・スクール)についての研究の成果を踏まえて、地域に開かれた学校づくりを推進するものでございます。これは学校評価制度の充実や地域協働学校の研究による開かれた学校づくりが地域に信頼され、魅力ある教育環境につながるとの考え方からここに組みかえたものでございます。

次に 6 ページでございます。

( 6 )でございます。いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」の記述を下線部のとおりに追加してございます。

( 7 )は、特別支援の相談体制についての文言修正です。下から 3 行目、「巡回相談体制を構築」となっておりましたものを、今現在実施しておりますので、「巡回相談を充実する」に修正してございます。

次、( 8 )でございます。これまでの教員の研修の充実やメンタルサポート体制の整備に加え、教員の多忙感の解消、子どもと向き合う時間の確保を図る取り組みの検討について下

線部のとおり追加いたしました。

次、7ページでございます。

基本方針4でございます。先ほど御説明したとおり、方針5から引き続き教育委員会で行う生涯学習支援、図書館行政等を組みかえまして学校・家庭・地域の連携強化と学びの環境整備という方針面に変更させていただきました。

(1)でございます。従来の方針名に含まれていた家庭の教育力、地域の教育力の向上について項目の中に明記いたしました。最後の方でございます。

(2)でございますけれども、学校が地域人材を活用する施策について(3)の記述との整理・統合を図り、下線部のとおり追加いたしました。

(3)ですけれども、学校は地域活動への積極的な参加や地域を学びの舞台とした活動などにより、学校と家庭及び地域の教育力との相互支援による教育を推進するというので、文言を変えてございます。

(4)でございますが、家庭の教育力の向上の項目でございますけれども、家庭における学習への動機づけの必要性について追加して明記いたしましたものでございます。

次に8ページでございます。

(5)は、文言の整理を行いました。子どもたちの健やかな成長を願いということで、文言の整理を行いました。

続きまして、方針5から組みかえた3つの項目がございます。

最初が図書館について、次が子どもの読書活動の推進について、最後が文化財の保護・活用についてでございますけれども、内容の説明については次の基本方針5の説明の中で行います。

9ページでございます。

基本方針5につきましては、先ほど来御説明しましたとおり項目の削除または組みかえにより方針4へ統合となります。(1)から(3)は区長部局で行う生涯学習施策のため削除いたします。(4)につきましては、図書館に関する記述でございますけれども、新しい図書館として機能強化、サービスの充実に関する記述と子どもの読書活動の推進に関する記述を別立てとしまして方針4に組みかえました。

10ページでございます。

(5)でございますけれども、文化財の保護につきましては、これまでどおり教育委員会の所管となりますが、ただしこれは所管ではありませんけれども、区長部局に補助執行いたし

まして、実質的な事業については区長部局でやることになってございます。

区民の協働と参加に基づく文化財の活用につきましては、区長部局との連携を通じてかわることになるために、また学校教育において文化財資料を積極的に活用していくことからこのような表現に改めております。

読み上げさせていただきます。

郷土の歴史と文化に対する理解を深め、地域文化の向上に寄与するため、文化財の保護に努めるとともに、文化財と歴史博物館資料の教育資源としての活用にも努めるということでございます。

以上、ざっとでございますけれども、説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたらどうぞお願いいたします。

白井委員 かなりいろいろと考えてつくっていただいているなというふうに思うんですけども、ちょっとこの骨組みの確認をしていいですか。

2枚目の教育基本法及び学校教育法との比較ということ、この丸の番号が入っていますよね。とか とかというような、これはそれぞれ教育基本法とか学校教育法等の目標として入っているところを新宿区としてもそれを受けて、まず新宿区のこういう教育目標として掲げているという理解でよろしいのでしょうか。

教育政策課長 そのとおりでございます。

この上の教育目標に丸が入ってございますが、これは下の丸のところに対応するものとして考えてございます。

白井委員 新宿区としては、教育基本法、それから学校教育法の目標を、わかりやすい言葉で、今回新たな目指す子ども像というような言い方になっているんですけども、これは端的に、こういう教育、こういう子どもを育てる、教育をするという教育目標そのものという形で、まずとらえていいですよ。

教育政策課長 そのとおりでございます。

今まで、こういうふうに教育行政の推進に当たってということで教育目標にこれを入れてございましたけれども、これはそもそも目指す子ども像に当たるのではないかとということで、今回これの横に入れさせていただいたものでございます。

ただ、これを今後これに入れるかどうかは別の話でして、これをとりあえずわかりやすいよ

うに入れたということの意味でございます。

白井委員 ちょっと何か、私は目指す子ども像というのが入ってきたので、実はわかりづらくなってちょっとお聞きしたというのがまず1つあるんですね。

まず、もともとの、もし入れるのであれば、憲法、教育基本法、学校教育法にのっって新宿区としての教育目標として以下のようにという方が、ちゃんと思いつきで言っているんじゃないくて、きちんと全体的な教育、全国的な教育目標の中で、特に新宿区としてこういう言葉と態度でいくよという形になるんじゃないかという感じもちょっと私はしています。

それと、その次の具体的な基本方針なんですけれども、「新宿区教育委員会は教育目標を達成するため、次の基本方針」と来ていますよね。ですから、まず教育目標というのがどれという、先ほど言っていた中で、例えば基本方針1という、教育目標のどれと対応するのという話なのか、教育目標全体からして方針がぼん、ぼんと並列的に今回は4つになるということですよ。そういうことなのか、その辺私も考えなくちゃいけないんですけれども、今ちょっと迷っているんですけれども、特に義務教育的なものとする、基本方針1よりも2の方が、特に今度「自律の」というのを入れましたよね。やっぱり教育の目的は自律させるというような形の基本でいくと、まず確かな学力をつけてしっかり個性や創造力が伸ばされて、私は何か基本方針1がそれプラスその地域社会、国際社会にも貢献できるようなというような中のことにちょっと入るような気もして、これは分けた方がいいのかどうかというのをちょっと皆さんにも議論していただきたいなという気がちょっとしているんですけれども、その辺をちょっと私なりの感想として。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

教育目標と基本方針の関係について何か御説明をしていただければ。

教育政策課長 教育目標、ここに3つ書いてございますけれども、これは基本方針のどれに当てはまるかということの作り方はしていないように思っています。今度の教育目標そのものは、こういう子どもを育てたい、あるいは社会の中でこういうふうにしたいと、そういう大きなくくりの中で考えたものでございまして、それがその方針の中でどれに当てはまるかということについては特に意識はしておりません。もっと言えば、その教育方針というのはこの下にそれぞれの事業がくっつきますので、この方針の中にこういう今実際にやっている、教育委員会でやっている事業はこういうものですよという見せ方をしていきますので、全体をぼん、ぼんと、こうなるような形ではつくってはございません。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに全体的な構成等に御質問、御意見ございますでしょうか。

だいたい大部の内容ですので、できましたら本日のこの委員会の段階で基本方針1から5まで順次、もし御質問、御意見があればお伺いしていきたいと思いますので、まず基本方針1の「地域社会や国際社会において信頼される人」を育てる教育の推進について、何か御質問なり、お気づきの点があったら御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは2番の方針だけが今年度と来年度とは全く変わりがないと、こういうふうに、残りは全部が少しが変わったり削除したりということです。

白井委員 内藤委員にお聞きしておきたいと思ひまして、やはりこの国際社会において信頼される人という部分でいうと、ちょっと国際経験の豊かな内藤委員として何か私どもの方にサジェスションいただくことはないでしょうか。

内藤委員 あんまり、しかし国際社会というのが具体的、私も意見として言おうと思ったんだけど、あんまり具体性がないんですね。国際社会において、地域社会、しかしこれ全体を実行すれば国際社会において結果的に信頼されるということになるのかなと思ひましたけれども。

今の御質問に直接的な答えじゃないけれども、基本方針1の(1)に2行追加になっていますね。この2行の追加は非常に大事なことじゃないかと思ひますね。やっぱり主体的に社会の形成に参画しという、積極性が非常に大事だろうと思ひます。こういう基本方針だから、こういう基本的な人格の形成ということがいいんじゃないんですか。つまり地域社会で通用する立派な人格が形成できれば、それは当然国際社会でも信頼されるようになるということでもいいんじゃないんでしょうか。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

ちょっと、私気になったんですけども、基本方針の上に少しポイント数の大きい文字で書いてありますね。またアンダーラインをして「区長部局との連携を図りながら総合的に教育政策を推進する」というのは、これは実際にはどこかに強調されるんですか。ちょっとその辺をお聞きしたいですが。

教育政策課長 お配りしている要約版のところに、真ん中のところに、同じこういう文字が入っています。

熊谷委員長 今、何が入っているんですか、ここに。

今、連携を強めということは入っていないですね、そこに。

教育政策課長 それは入ってございません。それは今回生涯学習が区長部局に行くに当たり

まして、連携が当然必要だということもかんがみまして今回改めて入れたということでございます。

内藤委員 だけれども、これはちょっと言わずもがなかな。

熊谷委員長 言わずもがなというか、わざわざそれを言うとかえって逆効果みたいに、当然新宿区としては総合的な教育なり区民の生涯教育とかすべて総合的に区の方針としてやるために一番効率よく、かつ目が広範囲に届くように新たに口調部局で生涯教育関係をやるということで、何かこれはちょっと言わずもがなといったら変なんですけれども、今ここで議論する材料としては私は大変いいと思うんですけれども、これについてはもう少し検討していただいた方が、誤解のないような。

白井委員 要らないんじゃないんですかね。方針というか、それをつくるには、この政策をやるに当たってはそういうことが必要なんでしょうけれども。

熊谷委員長 わざわざ強調しなくても連携なんかとるのは当たり前という発想は。

内藤委員 内向けに、内向けなんだよね。

教育政策課長 説明不足でちょっと誤解されたりするといけないと思うんで、教育委員会としての独自性という点では逆に。

内藤委員 大体区民に区長部局という用語はなじまないですよ。だから言う必要はないんじゃないんですか。区役所が一体となってということだと思うけれども、それはもう余にも当たり前のことじゃないんでしょうか。

熊谷委員長 だから、むしろ新宿区教育委員会教育目標を達成するために、次の基本方針のもとに、区民のために総合的に、くらいなら区民の人はわかっているんですけれども、何か区長部局との連携を図る、何だというふうに思われる区民の方もおられるかもしれないので。

それでは基本方針1の方に戻りますが、いかがでしょうか。

今国際的な観点がもう一つというような御意見もございましたけれども。

内藤委員 これはむしろ基本方針2に出てくるんですよ。これは外国人児童・生徒を念頭においたあれだと思うけれども。

白井委員 そういう意味で、さっきちょっと基本方針1と2と関係していると言ったのは、すごくとってもいいと、内容的にいいんだけど、ここに来るのというのが、例えば(4)のところ新たに薬物に関する知識と判断プラス、今回は何か困難やストレスを自ら克服していく能力をつけさせようと、とってもこれはいいと思うんですね、本当に。ただ、それが基本方針1、地域社会や国際社会で信頼される人ということよりも、もうちょっと自

律的なものの部分の形かなという感じで、やはりその教育内容と結構かかわってくるところがちょっとあるのかなという部分があったりして、内容的にはすごくいい視点を入れてくれていると思っているんですけども、その辺の方針の立て方と中身という、もう一つ議論した方がいいかなとちょっと思いました。

熊谷委員長 2ページ目のむしろ方針2からこちらに持ってきたものとか、新たに新規に追加されたところについてはよろしいでしょうか。

何かございませんでしょうか。

よろしければ基本方針2について御意見、御質問がございましたらお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

確かな学力の育成と個性や創造力を伸ばす教育の推進。

白井委員 平成19年度の(4)と修正案の(3)に入れたゆとりある教育課程の編成という部分に関しては、とりあえず新年度の方は、まず少人数学習指導を充実させて、ゆとりある教育課程の編成というのは一応各校の教育目標に合った形でやってもらうというくらいにすると。昨年までは年間通してゆとりある教育課程の編成というのを教育委員会としてやりましょうみたいな表現方法だったみたいなんですが、来年度以降はこの修正文言のような形にしたいということによろしいでしょうか。

教育指導課長 今回、まだ審議のまとめが出ている時点で、今後まだ学習指導要領がどうなるかわかりませんが、いわゆる確かな一人一人の学力をつけていく、いわゆる生きる力をつけていくという点については一人一人に合った、ゆとりを持った教育課程の中でしっかりとした力をつけていく。単なる時間的な問題だけじゃないんですけども、指導方法の面でも内容の面でも、ゆとりを持ってという点については残るであろうということで見ていると思います。その中で、あえて年間を通してという表現は使っておりませんが、内容的にはやはりゆとりある教育課程については変わらないだろうと思っております。

ただし、より一層各校の教育目標の中に反映させてもらう、各学校としてのゆとりある教育課程の編成というところに、今委員御指摘のように意味づけを持ったところでございます。

ただし、ここがやはりこれからの5年後、10年後を見据えたときの教育のあり方に大きくかかわってくるころだと思います。その点につきましては、まさに委員の皆様方の御意見もぜひ反映させていただいて、こうあるべきという御意見をぜひ盛り込んでいかせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

熊谷委員長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

基本的には、これは修正を加えてあるところは組織とか体制とか、そういうようなものが充実してきたこととか、あるいはこれまでの目標としてきた事業が実際に実現し実施し始めたとか、そういう裏づけのあるものについて修正案で追加して変えていくというふうに、そういうふうに理解してよろしいですか。

教育政策課長 そのとおりでございます。

熊谷委員長 ですから、これは年々新宿区の教育行政が成熟していけばより具体的になっていくということですよ。当初は非常に概念的なことがだんだんこの方針が具体的かつわかりやすくなっていくと。そのかわりちょっと細くなっちゃうとか、そういういろいろなあれがあると思いますけれども、そういうふうに理解して、ですから余り今まで考えていたんだけど、実現がほとんど無理とか、あるいは全体の考え方が時代の流れで変わってきたとかということであれば、この際そういう部分はむしろ削除するなり、そうすることによってよりブラッシュアップされた方針になると思いますので、まだ昔の遺物がずっと残ったまま、たくさん加えていくと非常に煩雑になっていくと思いますので。

よろしゅうございますか。

それでは、基本方針3について、魅力ある教育環境づくりの推進について、御質問、御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

内藤委員 基本方針3の最後になるんですが、(8)、これで言うと6ページ目に文言追加で入っている、これはちょっと非常に腰だめ。少なくとももうちょっと方針、具体性を打ち出せないものですかね。「確保を図る」というのがまず腰だめで、取り組みというのも大体これから考えましょうということ、それをまたさらに検討するというの。ちょっと余りにも。

熊谷委員長 前向きに善処しますというようなことは何もしないということだとよく言われるようですので。

教育長 痛いところを突かれてしまいましたけれども。

教育政策課長 できるだけ具体的になるように、もう少し表現を考えてみます。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

それではよろしければ、基本方針4に移らせていただきます。

学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化、これについて御質問、御意見をいただきました

いと思います。

いかがでしょうか。

教育長 基本方針2の方がいいのか、多分若干ニュアンスが共通するような文言が入っていると思うんですが、子どもたちの自学自習とか、家庭学習習慣の定着とか、そういったニュアンスのものがもう少しどこかに、方針2か4かどっちになるのが適切かわからないんですが、若干そういうニュアンスのものが幾つか文言はあるんですが、そこが入るといいなと、それから家庭学習との連携という表現も前はあったんですが、それがなくなってしまっているというようなところで、少しそうした言葉がどこかに入っているといいなと思います。

白井委員 あと一番最後に、文化財の保護というか、それについて方針5から組みかえてということで方針4の方に入っているんですけども、方針4、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化という感じの部分で、この文化財とかを、地域の文化とか歴史に理解を深めてもらうという、子どもたちを対象に今度教育委員会自体が主に、それと保護者とありますけれども、となると、ここよりも基本方針1の方がいいのかというような感じも、ちょっと地域の文化とか歴史に誇りを持つことによって郷土愛的なものとか地域社会とかを考えてきて、そういう意味で、ただ方針1が信頼される人という言い方になると、また悩むところなんですけれども、ただ、多分この基本方針4は学校・家庭・地域の連携で子どもの教育を充実させようというような方針をばっと並べているんじゃないかなと、ちょっと思ったものですから、ここがちょっとどうかなというのがあるんですけども。

教育政策課長 ここについては、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化をちょっと方針の表題を変えさせていただきました。学校・家庭・地域の連携強化と学びの環境整備と、この学びの環境整備がまさにその図書館行政とか教育委員会が引き続き行うべき生涯学習の支援だとか、文化財もちょっと無理があるんですけども。

白井委員 わかりました。それは気づかなかった。連携強化という見出しの方をこちらにしたということですね、そういう意味で。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

内部的にはここが一番苦労されているところで、結局は基本方針5は全部削ったわけですよ。基本方針の5の中で、また教育委員会としては十分主体的にかかわることについては基本方針4に移したと。だから私はむしろこの基本方針4の中に、区長部局との、生涯教育との連携をしっかりとやるということを書いている分にはいいと思うんですよね。全体に書いてあると何だと言いますけれども、生涯教育が区長部局に行って、それはそれで充実

するけれども、だけれども学校・家庭・地域の連携の中に、どうしても地域と生涯教育とかがわかりがある、そういう内容ですから、どこかにもし入れておかれれば教育行政の推進に当たったの中でちゃんとそういうことがフォローしてあるというふうに。それをもし、いろいろ事務局の方で考えていただいて整理していただいて、区長部局に逆に変なあれにならないようなことも十分に調整していただいて、お互いにこう載せていただくと、できれば私は区長部局の何になるんでしたっけ。

教育政策課長 生涯学習コミュニティ課ですね。

熊谷委員長 いや、そこの方にも何かどこかに常に教育委員会と連携をとりながらと、こう両方がうまくなっていれば周りからも誤解されないし、全体としてわかりやすいと思う。何かそういう配慮をしていただいた方がいいんじゃないかという気がするんですけども。

教育長 今の関連で、基本方針4の(3)のこの修正した後の中身がちょっと具体的でなくてわかりにくいので、ここら辺をうまく使って、もう少し広がりのある書き方にするというのももう一つの方法かなと思いますし、これはちょっと工夫をしてもらえばいいのかなと思います。(3)の部分が何でここにあるのかというのが、言いたいことはわかるんだけど、もう少し明確な書き方をした方がいいのかなという気もちょっとしたものですから、そういうことも参考にして修正してください。

熊谷委員長 大変貴重な御意見ありがとうございました。

よろしいですか。

基本方針の学校・家庭・地域の連携強化と学びの環境整備ということで、よろしいですか。

前の方も、何か環境整備だったんじゃないですか。魅力ある教育環境づくりの推進か。教育環境というのと学びの環境というのはどういうふうに違うんですか。そう思う区民がきっといると思いますので。

これは学校・家庭・地域の連携強化と環境整備ぐらいではどうなんですかね。「学び」を外すと。学校・家庭・地域の連携を強化することと環境を整備していくという、その1つ前は教育環境を重点的にやるんだと。だからその環境全体として整備する中に文言として生涯何とかかんとかをきっちり入れるとか、あるいは地域のほかの福祉とか、いろいろあると思いますけれども、そういうところと十分にあれしながらというふうな、そういうニュアンスにしておくのも一つかなと思いますけれども。

白井委員 それにやはり関連して、今委員長が言われて、スポーツに関しては方針の2の(8)で生涯を通じて云々ということで学校教育における体育・スポーツ活動の充実を図る

という感じにはなっているんですけども、実際的には方針5で今回削られる予定の(1)の地域型スポーツとか、要するに地域と子どもたちのスポーツ環境というのが、結構地域に依存しているところもあるので、やはりその辺の視点も入れて、それをどこに入れるのかがあれだとは思うんですけども、このまま方針5のそこを削ってしまうとちょっともったいないなという感じはちょっとするので、その辺おっしゃっていたように生涯学習課の方と連携して放課後とか、それ以降の子どものスポーツとか学びの環境については協力してやっていくみたいなのを入れていってくればいいなと、ちょっと思いました。

あと生涯学習で子どものキャンプとかもやってくれたりしていますよね。そういう意味ではちょっとかかわっていて、かなり重要な形の役割をやってくれているところがあると思うので、そこはちゃんと連携をとってやっていくみたいな形はやっぱり入れておいた方がいいんじゃないでしょうか。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

まだこの内容については、協議をしていただけるといいますが、そういう時間も準備できるといいますし、委員の方々には今お気づきでない点もこれから出るかと思しますので、よろしければ本日は協議についてはこのくらいにさせていただいて、いかがでしょうか。何かどうしてもという御意見がおありでしたらちょうだいしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問がないようでございますので、協議は以上で終了といたします。

報告1 平成20年度学校選択制区立中学校の選択結果について

報告2 第18回西戸山地区中学校統合協議会について

熊谷委員長 次に事務局から報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け、それから質疑を行います。

まず学校運営課長から報告1をお願いいたします。

学校運営課長 「平成20年度学校選択制区立中学校の選択結果について」御報告をさせていただきます。

これにつきましては、申し込みそのものは10月末までということでございまして、11月2日の教育委員会に間に合いませんでしたので、本日御報告をさせていただきます。

昨年度との比較で申し上げさせていただきます。

まず受入可能数でございますけれども、1,520人ということで昨年度より40人、1学級分ふえてございます。これは西早稲田中学校が完成することに伴うものでございます。

次に通学区域内の生徒数ですけれども、1,534人ということで、昨年度が1,617人でしたので、83人減っているという状況でございます。また選択希望者ですけれども、428人ございまして、これにつきましては、昨年より61人ふえているという状況でございます。他校の選択希望者の比率ですけれども、27.9%ということで、昨年が22.7%でしたので、5.2%ほどふえているという状況でございます。

今年度につきましては、抽選対象校というのは生じませんで、御希望された方につきましては基本的に希望された学校へ行っていただくということになりました。

それから、選択傾向につきましては特段大きな変化はなかったというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 それでは、報告2について教育環境整備課長から説明をお願いいたします。

教育環境整備課長 それでは、第18回西戸山地区中学校統合協議会につきまして御報告を申し上げます。

大きな4番の開催内容のところをごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の報告事項、でございます。

新校建設説明会報告ということで、10月12日に行いました建設説明会の報告をしてございます。参加人数といたしましては21名の参加をいただいております。

主な意見といたしましては、校庭の件で校庭の整備仕様について、あるいは全面天然芝は無理でも一部天然芝、こういったものを検討できないかというようなところ、また体育館の空調化について、あるいは地域開放について、こういった御意見を賜っております。

でございますが、第7回の安全に関する専門部会の報告ということで、2点御報告申し上げます。

まず1点が、通学手段の確保ということで、これにつきましては当委員会におきましても再三御報告申し上げておりましたが、新宿区議会に御協力いただきまして東京都に対して要望してまいりました、都営バス高71の通し運行、これにつきましては新宿区が変更に伴う実費、括弧で具体的に書いてございますが、1つがバス停案内図の変更、車内路線図の変更、方向幕の変更、アナウンスの変更、こういった経費、東京都の概算では約150万円程度、これを負担することを前提といたしまして、平成20年4月から仮校舎期間中の3年間、これに限定

いたしまして生徒通学時間帯のダイヤに限り通し運行が実現することになったということで、これによりまして生徒の通学には小滝橋バス車庫のバス停からコズミックセンター、この間を今までは高田馬場で乗りかえなければいけなかったと。それが乗りかえずにコズミックセンター前まで来れるということになりました。あわせまして、安全部会ではというくだりですけれども、通学手段について1の路線バスの通し運行、2番のスクールバス、3番の自転車通学と、こういう優先順位をつけまして協議を重ねてまいりましたが、今申し上げましたとおり最優先策の路線バス、これが通し運行実現になりましたので一定の結論を得たということで確認をさせていただきます。したがって、スクールバス、自転車通学、これにつきましては通学手段にしないということであわせて確認をさせていただいてございます。

次に、通学路の安全対策でございますが、対策を講じた事項ということで、要望事項の欄をごらんいただきたいと思います。

1つが、社会保険中央病院ガード下付近ということで、ガード下歩道の照度を改善、ガード下歩道の段差解消に始まりまして、以下ガード下入り口付近の信号機の設置、あるいは歩道付近の電柱の移設、標識の整理、こういったところにつきまして一定の対応を図ってまいった次第でございます。

次の裏面にまいりまして、戸山小付近の通学路につきましても歩道の確保ということで、右のような対応を図ってまいった次第でございます。

次に、引き続き関係機関に働きかけていく事項ということで、諏訪通りガード下の通学路の確保に始まりまして、その下、社会保険中央病院ガード下のJR敷地内の石の撤去ですとか、表示板の改善等々につきまして同様に右のような要望事項を引き続き働きかけていくということになってございます。

といたしましては、校庭樹木の移設ということで、西戸山中学校におきます移植可能な校庭樹木、これにつきましては今年度中に事前準備を行いまして根回し作業等を行わせていただくということを御報告してございます。

以上で終わらせていただきます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

まず報告1について御質問がおりの方はどうぞお願いいたします。

白井委員 先ほど、選択傾向については余り変化はなかったというような御報告でしたが、この表のCの他校への選択希望者の他校というのは、これは新宿区内の公立校へということ

でよろしいんですね。

学校運営課長 はい、そうです。

白井委員 そうですね。そうすると、ちょっと気になるのが西戸山第二は別として、新宿が50%、西新宿が34%くらいとか、牛込第二が35%くらい他校へ希望が出ていると、これはことしだけじゃなくて今までもという傾向なんですか。

学校運営課長 例えば新宿中で申し上げますと、他校を希望された方、差し引きの数でございますけれども、昨年度で申し上げますと115人、マイナス115という数だったんですけれども、今年度は87ということで、若干そういう意味ではよそへ行かれる方は減っている状況でございます。牛込二中なんかですと、昨年度は10人ほどふえていたわけですが、ことしは20人ほど減ったということで、そういう出入りについては学校ごとに多少の動きはございます。

内藤委員 これは10月末現在ということですが、今後学年初めまでに変動する要素はかなりあるんですか。

学校運営課長 1つは、今後他区から転入される方については学校選択を行うことができるという、3月31日までは学校選択を行えるという仕組みになってございます。それから、国立や私立中学に入学される方が抜けていくということがございます。これが例年ですと全体の3割前後の方が国立、私立へ行かれるということ、これは年度によって多少ばらつきがありますけれども、そういった数が減るとということが予測されるところでございます。

内藤委員 特に少ないというか、西戸山第二、これはこれまで前年と比べても、どうなんですか、これで見通しとしては最終的に何人くらいの入学が見込まれますか。

学校運営課長 昨年の選択結果で申し上げますと、10月末現在で西戸山第二中学校へ行かれるという方は32人の方がいらっしゃったという状況でございますけれども、5月1日の生徒数で申し上げますと、それが15人になったということでその間17人ほど減っているということがございました。例えば私どもで見込んでいます中で申し上げますと、例えば西早稲田中学なんかについては、ごらんいただきますと現在273人いるということで受け入れ可能数200人に対して大分オーバーしているわけですが、過去のデータから見ると85人程度の方がよその学校に行かれるというふうに予測しているので抽選を行わなかったと、こういう状況でございます。

内藤委員 統合を控えての、何というんでしょうか、とりわけ入学志願者が少なくなる学校が出ていると思いますけれども、しかしなかなか苦しいですね、これだけ生徒数が少なく

なると。わかりました。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

いかがでしょうか。

ほかに御質問がないようでしたら、「報告2 第18回西戸山地区中学校統合協議会について」御質問、御意見がございましたらお願いをしたいと思います。

内藤委員 この最後の一覧表にある要望事項で、結局ガード下歩道の段差解消というのは、これはできないということなんでしょうか。

教育環境整備課長 基本的にはこちらの対応のところに書いてございますけれども、1つは歩道と車道の段差が通常より大きくなって危険な状態になってしまうというようなことと、あと何といても、その道路の排水工事が必要になってくるというようなところから土木課の方では難しいというように判断をしております。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

### 報告3 その他

熊谷委員長 それでは特に御質問がなければ、本日の日程で「報告3 その他」となっておりますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

教育指導課長 口頭で御報告1点申し上げます。

いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」の運営についてでございます。

昨年のちょうどこの秋から冬にかけて、いじめにもとを発します自殺とか、あるいは自殺予告の手紙が相次いだときに、本区におきましても「新宿子どもほっとライン」という名称でいじめ専用電話を開設したところでございます。

これにつきましては、この1年間、午前9時から夜8時までということですずっと開設をしてきたところでございますけれども、実は以前から8時以降の、いわゆる電話が鳴ると、実は8時以降につきましては留守番電話対応になってございまして、また電話をしてください、あるいは吹き込んでください、あるいはパソコンで入力してください、そのようなことでお願いをしてきたところなんですけれども、実際にはやはりそういう時間外の電話についてはそのまま切れるということが多かったわけでありまして。やはり直接の声じゃないと相談しづらいということがあったということで、そこでどうにかならないかということで、この間ずっといろいろと検討してきたんですけれども、この12月1日といいましても実際には今週の月曜日、3日からなんでございますけれども、時間帯をずらしまして、相談対応されている

方の過去の経験的なこととして、やはり午前中はほとんど電話がないということもありましたので、勤務の時間は同じなんですけれども、昼の12時から夜の10時までということで、その電話開設の時間をずらして実施をしていただくということになってございます。

つきましては、各学校の方には時間が変わりましたということで、このようなチラシ等々を配布しているところでございます。あわせて、本当はこういうことが多いことは好ましいことではないんですけれども、やはり相談しやすいようにということで、区内の全小・中学校の児童・生徒さんに対してレターセットもお一方、お一方の方にこのように用意をして今週ちょうど配布をしたところでございます。

また、今後は学校だけではなくて出張所等々にも置いて、あるいは相談機関等々にも置いて周知を進めたいと思っております。一応そのことを御報告申し上げます。

熊谷委員長 ちょっと今口頭ですが、「子どもほっとライン」の相談時間の変更を中心に御報告がありましたけれども、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

内藤委員 実際の相談件数というのはどのくらいあるんですか。

教育指導課長 最新の、11月はまだまとめ切っていないんですけれども、10月まででいきますと、実際の直接対応するような相談が60件だったんです。無言の方が100件くらいあったんですね。ですので、それがもしかしたらばいたずらもあるかもしれませんが、そこもカバーできたらと、そんな思いでございました。

木島委員 それに絡んでなんですけど、各学校にカウンセラーのいる部屋があるんですけども、あれは意味がないと思うんですよね。問題のある子が自分のいる学校のカウンセリングルームには行かないと思うんですよ。だからそこに行きたい人はどこどこというところに電話をして、そこにスタッフをそろえておくというのなら行けると思うんですよね。子どもは自分の校舎の中でそういうところに行ったりとか、そういうことがわかる状態だったらカウンセリングを受けにこないと思うんですよね。だからそれを少し、校舎内というのは難しいんじゃないかなと思いますけれどもね。

教育指導課長 本当にいろんな悩みの程度があるんだと思います。木島委員が御指摘されたような、確かにそういう事例におきましては校内における、そしてあいている時間は子どもたちもいろいろと活動できるような時間帯ですので、そういう点ではなかなか相談ができないということもあろうと思います。実際にはそういう場合のことも含めて、家に帰っても相談できるということで、こういうホットライン、それとあと区の教育相談室での家庭での、保護者も相談できますし、本人も相談できるという対応をとっているわけではあります。

ただし、実際にはそのスクールカウンセラーがいる部屋につきましては、稼働率として大変な数がございます。ただし、という点でいくと、そこに行けるということはその程度の相談、あるいは遊びの気持ちで行っているということも多分にあると思います。大体スクールカウンセラーから上がってくる件数としては1年間に1万2,000件くらい、大変な数でありまして、実はそのうちの4,000件くらいが教員からという、ちょっとそれはどうなんだろうという気はするんですけども、ただ教員にとっては何かやっぱり学校にいと、相談できる、ぽっと行けるという、あき時間も含めて行けるという場合もあるということで、いろんな程度があると思うんですけども、そういう点ではやっぱりすべては到底カバーし切れていないと思うんですけども、そのスクールカウンセラーの部屋があることで救われている子もいるだろうということは認識しております。

木島委員 だからカウンセリングを受ける部屋を特別カウンセリングルームという別にしないで、養護教諭、何というんですかね、養護室ですか、カウンセリングルームを養護室の一部にするとか、保健室か、そうすればそこに行っても保健ルームに行ったんだとか、そういうことになるけれども、カウンセリングルームに行ったというと中学校くらいになると、あいつは何で行ったんだとか、逆にまた変な目で見られるんじゃないかなという、実際にそういう親も、そんなところに行けませんよというような訴えに来るのがいるわけですよ。そうすると、こちらはじゃどこへ行けというようなことを言えないじゃないですか。学校に電話をして放課後何時ごろに来なさいというような約束をして行きなさいよとは言っても、そこでカウンセラーがいてくれればいいけれども、いてくれないことが多いでしょう。だから何かその、今相談室の時間をずらすというんだったら、その方も時間をずらすとか、そういう配慮も必要ではないかなと、こう思うんですよ。

教育指導課長 大変貴重な御意見をいただきました。

一定程度のやはりカウンセラーの方の居場所という点では一部屋を用意するということが必要だったわけですが、やはり相談をする場所という点については、御指摘のように校内でのより相談しやすいような場所の工夫ということはもっともっとする必要があると思います。

貴重な御意見をいただきましたので、またぜひ各学校の指導の場面で生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

白井委員 すみません。さっき1万2,000件、年間で、そのうち4,000件が先生ということで、あとは生徒と保護者でどれくらいかわかりますか。

教育指導課長 大変申し訳ありませんが、今手元に資料がありませんので、確かな数字ではありませんが、大体その半々、というのは4,000件くらいが子どもたち、4,000件くらいが保護者ということだったと思います。

ただし、これまた、じゃ「人」というよりも延べですので、同じ保護者ということなんです。というように御理解いただき、そしてまた40校ございますので、そして1年間ということですので、ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

教育長 先生の相談の場合、子どもに関する相談なんですよ。

教育指導課長 もちろんです。まさに教員については本当にさまざまでありまして、あくまでもこれは全部統計をとっているわけじゃないので、何人かのカウンセラーから聞き取ったことですが、もちろん子どもに相対する場合の相談まで、あるいは家庭とのやりとりをどうしたらいいかという相談まで含めてさまざまな相談が寄せられていると、まさに聞き役というんでしょうか、そういうようなことの相談に対応してもらっているという話は聞いております。

熊谷委員長 いかがでしょうか。

木島委員 本当にこれは時間がかかるものですから、そういう保護者とか、そういう方が来られると時間をかけなければいけない、現場の先生方も医者としては非常に困っているんですよ。だからその学校のカウンセラーに相談しなさいとは簡単に言えないんで、だから何らかの学校の方でカウンセラーと相談して時間をずらすとか何とかという手を打ってくれば、それはそれでいいと思うんだけど、やっぱり授業時間とかほかの生徒がいるときに、なかなか相談に行けないんじゃないかなという、それは嫌だと言いますもんね。

白井委員 それは私も新宿区の人ではないんですけども、ほかの区の相談員をやっているような人の話では、やはり学校に保護者が行くというのはちょっと敷居が高いというか、やはり目立つから行きづらいと、できれば町のどこかのかたちでふらっと行って相談できるような場所があればいいんですがねみたいな意見は聞いたことがあるんで、やはりちょっと木島先生のおっしゃっているのも、きっとまだ潜在的に相談したくてもできない保護者というのはいるのかなという感じはしています。

木島委員 かなり、いわゆる横暴な要求をする親もいるけれども、非常に謙虚な親もいるわけです。どこに行ったらいいんだろうということで迷っている。そうすると、自分の行っているところの診療所とか、そういうところで相談すると。だけれども、こちらとしても困っ

ちゃうわけですね。できれば、やっぱりそういう、今の教育センター、そういうようなところに1つでもあれば、じゃそこに一度電話をして相談しに行ったらどうですかというようなことができれば、学校側としても、例えばカウンセラーとうまくあれができていれば、コンタクトがよければそこでできるかもしれない。どうも不十分だとか、そういうことでやっぱり校長先生なり受け持ちの担任の先生が感じたときに、そういうところにじゃもう一回行ってごらんくださいというようなことができればいいんですけれども、なかなかカウンセラーも人間と人間ですから合う、合わないというのがあると思うんですよね。だからそこら辺もひとつ、ちょっとそういうようなところを設けてくれると余計にいいのかな。

教育指導課長 実際には中学校のカウンセラーは都費でありまして、小学校につきましては区費でございます。それで、区費の小学校に派遣しているカウンセラーにつきましては、週に1日はセンターの方の教育相談室の方にいることになっております。そこで、いわゆるもちろん本部としての教育相談を担当しているカウンセラーがセンターにいるわけでございますけれども、そこでのカウンセラーとも情報交換をするというようなシステムにはなっているわけでありまして。

ただし、実際にはじゃ場所はそこにあるじゃないか、そこに行ったらいいじゃないかと思うんですけれども、実際に教育相談室の方には、年間を通すと電話相談も200件程度、そして面接相談の方も300件程度という点でいくと、やはりそれほど全区内にしては多いというわけではないという点でいくと、やっぱりちょっと距離がある。あそこはあそこでまた距離があるんだと認識をしております。そういう点でいくと、もっともっと本当に委員御指摘のような周知されて、そして行きやすいような、というように変えていかないといけないなど、当面今あるもので工夫していくならばやっぱり教育センターであろうと思っておるんですけれども、もっともっとそこら辺は工夫していく必要があるなと思っております。

また相談の時間帯、曜日等々も含めて、これも勤務の関係がございますので、すぐにやるというわけにはいかないかもしれませんが、今後ぜひ研究、検討をしていきたいと思っております。

木島委員 例えば、さっきから教育行政の推進にあたってという、こういうのはもちろん非常に中の内容もいいんですけれども、これはもう一般的な人に対して一般的な事であって、一般的な人に対する対応なんだけれども、いわゆる悩みとか、精神的な問題を抱えた人に対しては実践的でないんですよね。実際に病院に、例えば教職員なり、行きなさいと言っても、病院に行ってもそれは予約制で非常に時間がかかるんで1日に何人も診られない。そうする

と、自分がその病院に行って申し込んでも、例えば教職員の方が悩みとか、いろんな精神的なストレスとか、いろんな面で、そうすると不十分になってしまう。今までの轍を踏むとやっぱり何かそこでしっかりした、そういう精神的な支えになるようなものをひとつ考えてもらいたいんですよ。それを教育の推進の中に、目標の中に入れることはできないんだから、そこら辺のところを少し考えて手を打たないと。もう本当に今は病んでいる人たちが多いわけですね、心が。それをちょっとやっぱりこういうのを検討するのと同時に考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますよね。

熊谷委員長 貴重な御意見をいただきまして、十分に行き届いたケアをひとつこれから検討していただいて前向きに善処していただきたい。

ありがとうございます。

それ以外に報告はございますでしょうか。

教育政策課長 ございません。

熊谷委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

ここで皆様御承知のとおり内藤委員が先月の定例教育委員会での同意によりまして、12月11日に教育委員を辞職されます。

本日の委員会が最後の委員会となりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います、内藤委員よろしく願いいたします。

内藤委員 私、教育委員在任7年間にわたりまして、まず熊谷委員長を初め同僚の教育委員の方々、それから次長さんを初め事務局の方々に大変お世話になりました。ありがとうございます。

7年と申しますのは2期目の3年でございまして、教育委員1期4年ございますから、本来は来年の12月まで任期があるんですが、大変勝手に申しわけありませんが、私が自分の方でちょっとボランティア的な仕事が大変多忙になりまして、教育委員会との両立が難しいということで退任させていただく次第でございます。

教育委員会在任中、新宿区の公教育を、不十分ではありましたが、いろいろな場面を見てまいりまして、私は2期目くらいから自信を持って言っていることなんですが、新宿区の公教育の水準は決して低くない。区民の期待にこたえる教育水準を保っている。これは学校教育のみならず、図書館、その他、歴史博物館等、文化施設も含めて私たちは自信を持っていいと思います。とりわけ学校は先生方が自信を持って、自分たちの教育は間違っていない、この方向で頑張ればいいんだという、先生方に自信を持っていただくということが私

は一番大事だと思っております、教育委員会の仕事というのは先生方に自信を持たせ、先生方の決定を助けていくということに尽きると思いますので、どうか、7年くらいで偉そうなことを言って申しわけありませんが、皆さん方が引き続き新宿区の教育のために努力していただくことを期待いたしまして、本当にお世話になりました。どうもありがとうございます。

熊谷委員長 どうもありがとうございました。

## 閉 会

熊谷委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 3時47分閉会